

無料!

女性が活躍する新たなステージへ

あなたの企業の女性活躍を きめ細やかに支援します!

女性活躍を進めるために
何から始めれば良いか
どのように取り組めば良いか
悩んだりしていませんか?

アドバイザーによる、相談、個別企業支援

女性が活躍できる企業にしたい、えるぼし認定を取りたい、そのために何から始めたら良いのか、具体的にどのように取り組めば良いのか悩んでいる経営者や人事労務担当者の皆様に支援します。

また、常時雇用する労働者が301人以上の企業を対象に義務化された「男女の賃金の差異の情報公表」について、算出・要因分析の方法や説明欄を用いた上手な情報発信についてもアドバイスします!



お問い合わせ

「女性活躍推進センター」運営事務局

☎ 075-741-7862

〒604-8141 京都府京都市中京区泉正寺町328 西川ビル4階

🌐 <https://www.joseikatsuyaku.jp>

✉ info@mb.joseikatsuyaku.jp

「令和5年度 民間企業における女性活躍促進事業」は厚生労働省より委託を受け「ランゲート 株式会社」が運営しています。

オンライン・訪問によるコンサルティングが可能です！

対象企業

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定やえるぼし認定・プラチナえるぼし認定の取得を検討している企業
- 女性活躍を促進するための取り組みが進まない、専門知識やノウハウが不足している等の課題を抱えている企業

支援の流れ

専用HPより申し込み。
アドバイザーを選定し、貴社に派遣します。

アドバイザーがZoomなどのオンラインを中心として、原則2回まで支援を行います。

具体的な支援内容

策定支援

これから「一般事業主行動計画」を策定する企業様向け

女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、目標設定等についてアドバイスを行い、一般事業主行動計画の策定を支援します。

課題解決支援

すでに「一般事業主行動計画」を届出済の企業様向け

行動計画策定後の貴社の課題や目標達成に向けた取組推進などについて具体的なアドバイスで支援します。

男女の賃金の差異の情報公表にかかる支援

すべての企業様向け

男女の賃金の差異の要因分析、格差解消に向けた取組等について支援します。

- ① ヒアリングの実施(状況や課題の把握)
- ② 女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、行動計画策定、届出、公表についてのアドバイス
- ③ 目標に向けた取り組みや女性活躍の課題解決に向けたアドバイス
- ④ 認定取得(えるぼし・プラチナえるぼし)に係る内容や諸手続き等についてのアドバイス
- ⑤ 男女の賃金の差異の要因分析、格差解消に向けた取組等についてのアドバイス



申込方法

詳細・お申込は下記専用のホームページにアクセスください。
(二次元バーコードを読み取っていただくとう簡単にアクセスできます。)

https://www.joseikatsuyaku.jp/03_consulting.html



上記コンサルティングの他にも「女性活躍推進センター」では以下内容も実施します！

01 オンライン説明会・相談会

令和5年6月～12月にオンライン説明会・相談会を全20回開催実施します。

02 解説動画の配信

女性活躍推進法、男女の賃金の差異の情報公表の解説動画を専用ページにて配信します。

03 オンラインシンポジウム

令和5年10月～12月頃に、男女の賃金の差異を主なテーマとしたオンラインによるシンポジウムを開催します。

詳細は専用HPをご覧ください。 <https://www.joseikatsuyaku.jp>

一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得するとこんなメリットが期待できます。

優秀な人材の確保



企業イメージの向上



公共調達における優遇措置



日本政策金融公庫の融資制度



えるぼし・プラチナえるぼしとは？

女性活躍推進法により一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

